

パブリックコメント制度の概要

村が計画や条例などを策定するときは、案の段階で村民の皆さんに公表し、その案に対するご意見やご要望などを募集し、寄せられたご意見等を考慮しながら意思決定するとともに、ご意見等に対する村の考え方も合わせて公表していく一連の手続をいいます。

この制度については、**筑北村パブリックコメント実施要綱**に基づいて実施します。この概要については次のとおりです。

制度の目的

パブリック・コメント制度を村としての統一的なルールとして確立し、運用していくことで、行政運営の透明性の向上を図るとともに、村政への村民参加機会の拡充を図り、公平公正で開かれた村政を実現していくことを目的としています。

制度の対象

条 例	村政に関する基本的な制度や方針について定める条例の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・広く村民を対象にする制度について定める条例 ・村政のあり方、方向性の方針について定める条例 	例えば... <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続に関する条例 ・情報公開に関する条例 ・自治基本条例 など
	義務の付加又は権利の制限について定める条例の制定改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・村民等に対し一定の義務を課したり、行為を制限するような条例 ・条例の委任により義務の付加、権利の制限について定める規則等 (税や使用料など金銭の徴収について定める条例は対象外とします)	例えば... <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例 ・廃棄物の処理及び清掃に関する条例 など
計 画 (名称にかかわらず、構想・指針・プラン・ビジョンなどを含みます)	長期総合計画の策定改正	・村の長期的な方向を定める計画	例えば ・総合計画 など
	村政特定分野に関する基本的な計画の制定改正	・特定の行政分野に関する方向性を定める計画	例えば ・農業振興に関する計画 ・教育に関する計画 ・福祉に関する計画 など
	公の施設の整備計画	・拠点的な施設や多くの村民が利用する施設の整備、改修、廃止計画	例えば ・公民館等の改修・整備計画など
そ の 他	上記以外の政策案でも、村民生活に及ぼす影響が大きいものなどは、制度の対象とします		

制度の流れ

